

**大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金
令和5年度 補助対象基準**

(別紙)

1. 補助対象事業の要件

(1) カウンセラーの条件

- ・臨床心理士もしくは臨床心理士と同等の知識・技術を有する者

(2) キンダーカウンセラー事業の実施回数、時間

- ・年12回以上実施、1回あたり6時間以上

【令和5年度 新型コロナウイルス感染症の影響による休園期間の取扱い】

- ・園関係者やカウンセラーに新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者が確認されたことを理由に、キンダーカウンセラー事業を実施できなかったとしても、補助対象要件の実施回数を満たしているとみなす。
- ・ただし、上記に該当する場合の補助金交付額については、実績回数に応じて調整を行うこととし、実施できなくても可とする回数の上限は以下のとおりとする。

実施できなくても可とする回数

年12回：2回まで、年24回：4回まで、年36回：6回まで、年48回：8回まで

補助金額計算方法

(R5年度補助単価) × (実施回数) / (年度当初の実施予定回数) ※1万円未満切捨

<イメージ>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○当初計画 年12回(月1回を想定)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	回数
	250,000円												基準金額

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
○年10回実施する場合											回数
<div style="border: 1px solid #add8e6; padding: 5px;"> 新型コロナウイルスの影響による臨時休園のため10月と2月の実施予定日には実施できず、実施回数は10回 補助対象 ○ </div>	250,000円 × 10/12 = 200,000円※										補助金額

補助交付額は実際に実施した回数に応じて調整する。
※単価は令和5年度の案、算定額は10,000円未満切捨

・未実施の理由が、新型コロナウイルスの影響による臨時休園でない場合は、「実施できなくても可とする回数」には含まれません。(例えば、暴風警報が発令された等の理由により休園したことで、キンダーカウンセラー事業を実施できなかった場合は、振替実施により年間の実施回数が補助要件を満たすようにしてください。)

○実施回数が年9回以下の場合

補助対象 ×

(3) 教職員に対する研修の実施回数、時間

- ・年3回以上実施、1回あたり1時間以上

(4) 事業内容

- ・地域の保護者(在園児の保護者以外も含む)を対象としたカウンセリング
- ・教員への指導助言相談

※キンダーカウンセラー事業の導入にあたり、第1回分を、事業内容を知ってもらうための講演や懇談、教職員との打合せ等を含めて実施しても構わない

※保護者向け通知に記載のない日に、キンダーカウンセラーが保護者を対象としたカウンセリングを実施せず、園児観察や教員からの相談対応のみを行った場合は、補助対象の実施日として認められません。

(5) その他

- 記録簿を作成する等により、実施状況を適切に管理しておくこと
- 地域の保護者が希望する場合や、カウンセラーが必要と判断する場合、園外に出向いて相談やアドバイスをを行う体制を整備し、広く周知しておくこと
- 事業内容をホームページに掲載するか、園内外に案内を掲示しておくこと
- オンライン（ウェブ会議システム等）を活用した相談事業の実施、教職員に対する研修の実施も可とする
(留意事項)
 - オンラインを活用した相談事業を実施するにあたって、上記の補助対象事業の要件を満たすこと
 - 実施方法・手段については、事前にカウンセラーとよく相談のうえ決めること
 - 個人情報の取扱いについては、問診票や同意書等の管理を徹底する等、十分に注意すること
 - カウンセラーとの連携を密に取り、園で行っている内容と遜色のないよう工夫すること
 - 実施した内容は必ず記録すること

2. 補助金額

- 実施状況に応じて、予算の範囲内で毎年度設定する
※補助率が80%を超える場合は、80%を上限として補助金を交付（1万円未満切捨）
★補助率 = 補助金額 ÷ (補助対象経費の合計 - 利用者負担金) × 100
- 令和5年度補助単価（案） ※補助金額は予定のため、変更となる可能性があります

実施回数	補助金額
年1 2回以上	250,000円以内
年2 4回以上	500,000円以内
年3 6回以上	750,000円以内
年4 8回以上	1,000,000円以内

3. その他

(1) 対象経費

- 補助対象 : 人件費（報酬委託手数料）、管理経費、教育研究費
- 補助対象外 : 施設設備整備費や備品（経理規定上備品扱いとなる物）の購入費、飲み物・茶菓子代

(2) 留意点

- 本事業に要する補助対象経費は、経常費補助金等、他の補助金の対象経費とは区分し、経常費補助金等の変更申請・実績報告等において支出経費に含めないこと